

市県民税の申告は最寄りの会場で！

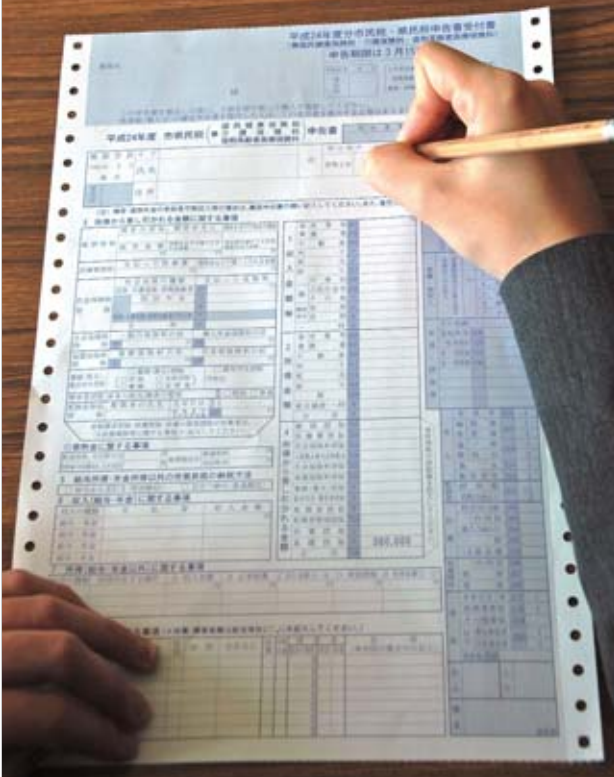
市県民税の申告は

3月15日(木)

までです

平成24年1月1日現在で鹿屋市に住所のある人は、平成23年中の所得状況を申告する必要があります。

この申告は、市民税・県民税の課税資料となるばかりでなく、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の資料になるほか、公営住宅、児童扶養手当、保育園、幼稚園就園補助金、融資などの申請に必要な諸証明のもとになりますので、該当する人は必ず申告してください。



- 分も含む）
- ※個人ごと病院ごとに集計しておくこと。
- 社会保険料控除を受ける場合、国民年金や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の支払証明書等
- 営業所得や農業所得、不動産所得のある人は、収入金額と必要経費の分かる収支内訳書や帳簿等
- 給与、公的年金をもらっている人は、源泉徴収票（職場等から交付されない場合は収入金額を証明するもの）
- 寄附をした場合、日本赤十字社等の発行する領収書や地方公共団体の発行する寄附金（ふるさと納税）受領証明書・口蹄疫被害義援金領収書

市県民税の申告が必要と思われる人には、申告書を発送しますが、勤務状況の変化等により申告が必要でない場合や、申告書が届かなくても申告が必要な場合もあります。各地区の公民館等で申告を受け付けますので、日程表ご確認ください。

※原則として**3月6日（火）までの間、市役所及び各総合支所では、市県民税申告の受付は行いませんので、最寄りの会場が、もしくは、3月7日（水）から15日（木）の間、市役所で申告をお願いします。また、所得税にかかると確定申告は、税務署もしくは、申告日程表の日時・場所です。お願いします。**

なお、今年は申告会場を一部統合しましたので、昨年と会場が変更になっている地区があります。申告相談日程表内の町内会名欄の□でくつした町内会が変更になりました。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】

市税務課市民税係

☎0994-43-2111

内線3114・3115

各総合支所

地域振興課税務収納係

鹿屋地区 市県民税申告相談日程表

期 日	会 場	時 間	町内会名
2／1 (水)	高隈地区交流促進センター	9:30～12:00	高隈中央、上別府、柚木原、重田、谷田、瀬戸野、柏木
	黒坂公民館	9:30～12:00	大黒(大堀、黒坂、吉ヶ別府、飯屋)
	はらいがわふれあいセンター	13:30～16:00	上祓川、祓川
	東原研修館	13:30～16:00	東原
2／2 (木)	笠之原公民館	9:30～12:00	笠之原
	打馬公民館	9:30～10:30 10:30～12:00	王子、打馬 下祓川、西祓川、弥生
	鹿屋東地区学習センター	13:30～16:00	新川、寿8丁目
	農業研修センター	13:30～14:30 14:30～16:00	寿3丁目、寿4丁目 札元1丁目、札元2丁目、旭原
2／3 (金)	西原地区学習センター	9:30～10:30	今坂、郷之原、大浦
		10:30～12:00	西原2丁目東、西原2丁目西、西原2丁目中央、西原4丁目
	高須地区学習センター	9:30～12:00	高須、浜田
	西原地区学習センター	13:30～14:30 14:30～16:00	上谷、新生 西原1丁目、西原3丁目
2／6 (月)	南町集落センター	13:30～16:00	南、獅子目
	大始良出張所	9:30～12:00	大始良東、大始良西、田淵
	萩塚集落センター	9:30～12:00	名貴、萩塚、池園
	大始良出張所	13:30～16:00	横山、下堀
2／6 (月)	萩塚集落センター	13:30～16:00	飯隈、星塚、永野田

期 日	会 場	時 間	町内会名
2／7 (火)	寿5丁目公民館	9:30～10:30 10:30～12:00	寿5、6丁目、寿7丁目、泉ヶ丘 緑山、寿2丁目
	川西公民館	9:30～12:00	川東、川西
	上野公民館	13:30～16:00	野里、上野
	上田崎コミュニティセンター	13:30～16:00	田崎、上田崎
2／8 (水)	花岡地区公民館	9:30～10:30 10:30～12:00	海道、古里、一里山 花里、花岡、鶴羽、根木原
		9:30～12:00	古前城、本町、北田、東大手、西大手、大手町、朝日、向江、昭栄、共栄、曾田、白崎、新栄
	市役所601会議室	13:30～14:30	古江(新、本、港、西)、船間、小野原、天神
		14:30～16:00	小薄、高牧、有武
	花岡地区公民館	13:30～14:30	
	市役所601会議室	13:30～16:00	申告期間中、都合のつかない人
	市役所601会議室	9:00～16:00	平日に都合のつかない人
	市役所601会議室(土、日を除く)	9:00～16:00	申告期間中、都合のつかない人

平成23年分から、公的年金等の収入額が400万円以下で、かつ、年金以外の所得が20万円以下の場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、市県民税の申告が必要な場合があります。源泉徴収票等を持参のうえ申告会場にておたずねください。

- 申告が必要でない人
- 営業、農業、地代、家賃、生命保険料の満期返戻金等、原稿料、生命保険契約等に基づく個人年金等、土地・建物等の譲渡などの所得があった人
- 給与所得者（パート、アルバイト等を含む）で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- 平成23年中に途中就職や退職をした給与所得者で、年末調整がされていない人
- 給与所得者で、給与以外の所得（農業、家賃収入等）があった人
- 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除等の所得控除、配当割額控除、寄附金税額控除等を受けようとする人
- 老齢福祉年金の受給者
- 平成23年中に市内に転入した人で、障害年金、遺族年金の受給者
- 収入のなかった人（市内に

- 居住する人の配偶者控除や扶養控除の適用を受けていない人）
- 夫が単身赴任等で市外に住所があり、その夫から扶養されている妻や20歳以上の子
- 年金、恩給などの公的年金等の収入のみの人で、年間の年金収入が次の金額を超える人。ただし、年金特別徴収されている国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料以外の控除の適用を受ける場合は申告が必要です。
- 65歳以上の場合
＝148万円
- 64歳以下の場合＝98万円
- 公的年金受給者で、公的年金等の所得以外の所得（給与、農業、不動産所得等）があった人
- 本人は市外在住だが、本人又は家族の居住用の家屋敷などを鹿屋市内に有する人（持家・借家を問わない）

- 申告に必要なもの
- 申告には必要事項を記入した申告書と印鑑のほかに、次のものをご持参ください。
- 生命保険料や地震保険料を支払っている場合、保険会社等が発行した支払証明書
- 医療費控除を受ける場合、その領収書等（扶養親族の
- 申告が必要でない人
- 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人
- 所得税の確定申告を提出する人
- 生活保護受給者
- 障害年金、遺族年金の受給者で、平成23年度市県民税申告を行った人
- 市内に居住する人（夫や親など）が年末調整や確定申告を行った際に、配偶者控除や扶養控除の適用を受けた妻や子などで、平成23年中に収入がなかった人